

鯉釣り溜め漁導入前後の唐桑村の状況

中村只吾

近世の唐桑村については、これまで、村の生産構造・流通関係、紀州漁民の他国出漁問題および、彼らの受け入れ先である地元の商人資本・漁業経営者や漁村の動向、有力百姓家の地域リーダーとしてのあり方、などといった観点から研究対象とされ、成果が蓄積されてきた。しかし、特に村落史研究の観点からみた場合には、検討の余地がまだまだ多く残されている。延宝3年(1675)の紀州漁民受け入れ、すなわち鯉釣り溜め漁(一本釣り漁)導入は、唐桑村史上の重大事項の一つであるが、その前後の村内外の状況までを含めた詳細な検討は、いまだ数少ない。それに、鯉釣り溜め漁導入前後の時期に、村の生業に関わる部分での「所有」(権利・用益)関係にいかなる動きが生じたのか、その点の検討もまた重要であろうが、やはり十分になされているとはいえない。さらには、鯉釣り溜め漁導入に際しては、有力百姓の鈴木家(屋号古館、以下、鈴木家とのみ記す)がその中心的存在であったが、鯉釣り溜め漁導入に至るまでの間における、鈴木家の村内でのスタンスについても、検討の余地があるのではなかろうか。

本稿では、従来の研究にみられる成果と問題点をふまえたうえで、次の課題を設定した。延宝3年における紀州からの鯉釣り溜め漁導入前後の村内の状況および鈴木家の立場の動態について、特に、村の生業における「所有」(権利・用益)関係の側面に注目しながら検討を深めることである。そのことをもって、鯉釣り溜め漁導入が村の秩序や構造に与えたインパクトについて再考した。

第1章では、安永9年(1780)の「風土記御用書出」をもとに、田畑の高や家数、人口、船数などの基本的要素を確認した。そのうえで、田畑の高および船数について、寛永14~21年(1637~1644)の状況との比較を行った。第2章では、鯉釣り溜め漁導入前の村内の状況について、万治および寛文期に生じた村方騒動や、延宝3年の鯉釣り溜め漁導入とおおよそ同時期に発生したイルカ網をめぐる争論を事例に考察した。第3章では、延宝3年の紀州漁民受け入れ、すなわち鯉釣り溜め漁導入をめぐる一件について、第2章をふまえながら言及した。それらの検討の結果をもとに、先に提示した課題に対して、下記のとおり見解をまとめた。

当村では、中世以来の土豪的土地保有者による経営、名子制といった前代以来の経済関係は、近世も早くに解体し、万治~寛文期の村方騒動によって村政面での新たな秩序形成もなされていった。小“農”自立というのは言葉として妥当ではないかもしれないが、この村なりに小百姓らの経済的・政治的成長をふまえた秩序へと改変されていったのだと考えられる。ただし、耕地の開発は、鯉釣り溜め漁導入よりも少々以前、17世紀前半の時点で一定の上限に達した可能性がある。また、鈴木家も従事した村の五十集商としての廻

船業は、仙台藩による流通過程の統制と城下町商人による流通過程の独占的掌握により、近世初頭を過ぎた万治・寛文・延宝期になると、漸次行き詰っていったという。そのような状況下で、唐桑村の人々は、たとえばイルカ網漁や鰹釣り溜め漁といった新規漁業への進出に開拓の余地を見出したのではなかろうか。そのなかには、それらが村や百姓の成り立ちの支えとなる旨を標榜することで新たな動きを推し進めようとした鈴木家のような者も存在したし、そうした動きへの反対者も存在した。鈴木家を含む有力百姓間での村における主導権争いも絡んだ形で、その後の村の生業に関する秩序を大きく左右する争論が展開した。

上記の動向の背景には、単なる新規漁業の導入問題にとどまらない状況が存在していたのだと思われる。17世紀において、村方騒動や新規漁業の導入をめぐる動向などを介して、村の秩序は大きく変動した。そこにおいては特に、村の成り立ちにおける漁業（なかでもイルカ網漁や鰹釣り溜め漁）および、それが展開される場としての海域の価値が急上昇したのだといえる。そして、その一連の過程において、牽引役として、あらためて村における名家である鈴木家の存在感も高まる結果となった。17世紀を通した秩序の動揺のなかで、海との関係を広げ、深める形で新たな秩序を形成していった唐桑村および、そこにおいて優位な立ち位置を確保していった鈴木家の様子がみられる。「所有」（権利・用益）関係の場として、村周辺海域の価値が飛躍的に高まり、とりわけそれに沿った動きを示した鈴木家のような家の立場もあらためて強まったのが、この鰹釣り溜め漁導入前後の時期だといえる。これ以降のこの村の存立の下地となる新たな「所有」（権利・用益）関係が生み出された時期だと考えられるのである。